

地域公共交通への支援の強化についての意見書

鉄道・バス・タクシー等の地域公共交通は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院などの移動手段として欠かせないインフラであり、地域の生活や経済活動を支える重要な役割を果たしていることから、交通事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少する中においても、大規模な減便等を行うことなく運行を維持している。

こうした中、国は、交通事業者が行う駅構内や車両内における消毒等の感染防止対策に対する支援や、新型コロナウイルス感染症の影響を受け輸送人員が減少したバス事業者に対する補助事業の要件緩和による運行支援などを行ったところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、移動の自粛やテレワークの拡大、各種イベントの中止等により、地域公共交通の利用者は依然として回復していないことから、交通事業者においては、安全運行に必要な施設・設備の維持・保全等に必要な資金の確保が困難になるとともに、運休や路線の廃止が懸念されている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている交通事業者に対し、施設・設備の維持・保全等に係る補助事業の拡充や新たな経営支援策の実施など、地域の生活や経済活動を支える地域公共交通への支援を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月13日

殿

愛知県議会議長
神 戸 洋 美

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣

参議院議長
国土交通大臣